

鳥取県表彰・認定等審査会(鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会)委員を公募します！

■ 募集人員 1名

■ 任期 委嘱の日(令和7年5月1日)から2年間

■ 応募資格 次の全ての要件に該当する

- ①県内在住の就任時点で18歳以上の方で、県内企業における男女共同参画や仕事と家庭の両立の推進、女性活躍の取組の推進について知識・経験・意欲を有する方
- ②年4回程度、平日に開催する委員会に出席できる方
- ③委嘱時に、県の他の附属機関委員との併任または就任予定のない方
- ④鳥取県暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない方
- ⑤国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方



鳥取県男女共同参画推進企業

■ 応募方法

別紙の応募申込書を郵送又は電子メールのいずれかで提出してください。

※作文は、「仕事と家庭を両立できる職場」について、考えるところを800字程度にまとめ、題名をつけたもの。

■ 応募期限 令和7年1月31日(金) 午後5時(必着)

■ 委員の選考

提出書類及び作文に加え、次のとおり行う面接の結果を考慮して決定し、選考結果は速やかに応募者に通知します。なお、面接時間は後日応募者に通知します。

- ①日時 令和7年2月10日(月)
- ②場所 鳥取県庁 第2庁舎第20会議室(鳥取市東町一丁目271番地)
- ③内容 個別面接による応募動機や知識・経験・意欲等の確認で、1人あたり15分程度を予定

■ 認定委員会の概要

- ①認定委員会の事務
 - ・男女共同参画推進企業の認定、認定取消、表彰等に関する事項の調査審議
 - ・輝く女性活躍パワーアップ企業及びスタートアップ企業の登録に関する事項の調査審議
- ②開催頻度 年4回程度
- ③構成 委員5名以内(公募委員1名を含む)
- ④その他 認定委員会出席にかかる謝金及び旅費を支給

(参考)県の認定・登録制度

「男女共同参画推進企業」とは、

従業員の仕事と家庭の両立を応援し、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業です。

「輝く女性活躍パワーアップ企業/スタートアップ企業」とは、

男女共同参画推進企業のうち、女性活躍のための自主宣言・行動計画を策定し、人材育成や環境整備に取り組む企業です。

各制度の詳細は、県ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/jyosei-ouen/>)を参照してください。



【提出・問合せ先】

鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局 女性応援課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7792
電子メール jyosei-ouen@pref.tottori.lg.jp

鳥取県表彰・認定等審査会（鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会） 公募委員募集要項

1 趣 旨

幅広く県民からの意見を鳥取県表彰・認定等審査会（鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会）（以下、「認定委員会」という。）に反映させるため、鳥取県民参画基本条例第10条の規定に基づき、委員1名を公募する。

2 認定委員会の概要

(1) 認定委員会の事務

- ア 男女共同参画推進企業の認定、認定取消、表彰等に関する事項の調査審議
- イ 輝く女性活躍パワーアップ企業及びスタートアップ企業の登録に関する事項の調査審議

(2) 開催時期：年4回程度

(3) 構 成：委員5名以内（公募委員1名を含む）

(4) 任 期：2年間

(5) そ の 他：認定委員会出席にかかる謝金及び旅費を支給

3 募集内容

(1) 募集人員 1名

(2) 任 期 委嘱の日（令和7年5月1日）から2年間

(3) 応募資格

次の全ての要件に該当する方。

- ア 県内在住の就任時点で18歳以上の方で、県内企業における男女共同参画や仕事と家庭の両立の推進、女性活躍の取組の推進について知識・経験・意欲を有する方
- イ 年4回程度、平日に開催する認定委員会に出席できる方
- ウ 委嘱時に、県の他の附属機関委員との併任または就任予定のない方
- エ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方
- オ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方

(4) 応募方法

別紙の応募申込書を郵送又は電子メールのいずれかで提出。

<記載事項>

①住所 ②氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤職業 ⑥電話番号 ⑦応募動機 ⑧作文

※作文は「仕事と家庭を両立できる職場」について、考えるところを800字程度にまとめ、題名をつけたもの。

(5) 応募期限

令和7年1月31日（金）午後5時（必着）

4 委員の選考

提出書類及び作文に加え、次のとおり行う面接の結果を考慮しての審査により決定し、選考結果は速やかに応募者に通知する。

なお、面接時間は後日応募者に通知する。

(1) 日 時 令和7年2月10日（月）

(2) 場 所 鳥取県庁第2庁舎第20会議室（鳥取市東町一丁目271番地）

(3) 内 容 個別面接による応募動機や知識・経験・意欲等の確認で、1人あたり15分程度を予定。

5 応募・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局 女性応援課

電話 0857-26-7792

電子メール jyosei-ouen@pref.tottori.lg.jp

